

**第29号**

**発行年月日：2022年8月10日（水）**

発行：長野県ピアサポートネットワーク

事務局：長野県長野市県町460-2　長教ビル2F　203号室

NPO法人ポプラの会事務局内

発行責任者：代表　大堀 尚美

[Tel: 026-219-](Tel:026-228-3344)2780 Fax: 026-219-2740

アドレス： nagano.peer-support@kind.ocn.ne.jp

**NAGANOピアサポだより**

暑中お見舞い申し上げます。

コロナ感染者が増加しています。コロナに感染された皆様に心よりお見舞い申し上げます。医療の現場や関係者の皆さまのご尽力に心より感謝申し上げます。「このまま不安を抱えてマスクも取れない生活が続くのだろうか」。国によって大分施策が違い、規制を全て解除している国もあります。正解は何？と思いながら日本や長野県に今、起きていることをどのように受け止めて良いものかと思います。先ずは自分たちが感染しない様、健康で過ごせることを考え実行したいと思います。

身体拘束に関する緊急集会を開催します。法律では無く、大臣の告示によって身体拘束の要件が緩和されることに危機感をもちます。講師の長谷川氏によると、身体拘束で亡くなった方もいてご遺族が訴訟を起こしたり、ご本人が訴訟を起こしていることも複数あるそうです。精神科医療には社会的入院や閉鎖病棟での隔離や精神科特例（一般病棟に比べて医師、看護師、薬剤師の数が二分の一から三分の一で良い）とされる不平等があります。精神疾患や精神障害があっても「回復したい」「地域で暮らしたい」という「当たり前」のことを皆さんと実現していきたいと強く願ってこれからも活動します。



**長野県ピアサポートネットワーク総会　開催される**

令和4年4月30日（土）、ポプラの会事務局とzoomにてオンラインのハイブリッド形式で、令和４年度長野県ピアサポートネットワーク総会が開催されました。令和３年度を締めくくり、新たな一年が始まる節目の総会です。今回は、コロナの感染拡大を考慮して、総会のみの開催で交流会は行いませんでした。ピアサポーターとして活動している方、活動を希望している方、支援者、家族等、２０名が参加され、活発な意見交換もあって学びの一日となりました。

コロナ禍の中、大勢の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

ピアンテナが5年ほど前から活動していたが、この度一応ハートラインまつもとから独立して、役員を決めて石田さんが代表になった。

　現在の社会の情勢やウクライナの情勢に心が痛む。

コロナもどうなっていくのか悩みながら、ピアサポートネットワークの活動もオンラインだったりハイブリッドだったり試行錯誤の連続だ。

大変な時こそ仲間の力が大事なのかなと思う。

皆さんの元気なお顔を見てエンパワメントされる。

ウクライナ情勢で攻撃が続く中、障がい者が取り残されてしまっていることに心を痛めている。日本でも大きな災害が起これば同じことが起きている。一刻も早くみんなが不安な世界から平和な世の中へ戻れるように祈っている。

　総会の挨拶で大堀代表は、優生保護法の優生裁判において原告が勝訴したという歴史的出来事に触れました。

今年度も役員様が増えたり、ピアサポーターにとって活動の幅が広がり、活動しやすい環境づくりに長野県ピアサポートネットワークも取り組んでいきたい。福祉医療や交通網を考える会でしている活動など課題も多いが、皆でできることを一緒にやっていきたいと思う。Withコロナの対応も考えながら、今後も皆さんと話し合いたい。今回は総会だけで申し訳ないがお互いサポートしたり、良い活動ができれば良いと思います。　議長には長野社会復帰促進会の飯島富士雄会長が選出され進行を務めてくださいました。令和３年度事業報告・収支決算報告、令和４年度事業計画・予算案・会計監査報告があり、１年間を締めくくりました。質問・意見では、日本が2014年障害者権利条約を批准してから8年になる。権利条約の本部から日本の行政に対して、現状が望ましくないので直すためにきちんとした計画を立てなさいという指示があった。現在、厚労省が返答を作っている。障がい者に関係することなので、皆さんにも関心を持って見て欲しい。福祉医療について精神の場合は入院医療費には適用になっていない。適用になるように運動をしていきたいという方針です。

**情勢報告・意見交換**

ピア活動の支援とは具体的にどんなことをやってもらえるのか、できるのか。例えば、当事者会をこれからしたい方とか、立ち上げ後間もない方に相談に乗ってあげたりできる。当事者会を続けていくことの大切さとかやり方とか、それぞれ工夫している点を聞いたりするとやり安いかもしれない。ピアサポーターの活動の実態を知ること。

長野市や県や事業所でピアサポーターがどれくらい働いているか調べる。

**第38回長野県ピアサポートネットワーク役員会**

　令和4年7月26日（火）に第38回長野県ピアサポートネットワーク役員会が開催されました。コロナの感染状況を鑑み、今回もポプラの会事務局とzoomでのオンラインのハイブリッド形式で開催されました。大堀代表の「はじめに」の挨拶の後、気分調べをし、今年度の活動の中間報告をしました。4月に行われた総会について振り返り、ピアサポだより29号と議案書を8月のお盆前に一緒に発送する予定であることをご報告しました。

支え合い活動支援事業調整員の岡村さんから長野県障がい者支え合い活動支援事業について、報告と通知がなされました。情勢報告・情報交換では、資料の画面を共有して優生裁判の支援と精神医療の今後について、大堀さんから説明がありました。

役員会の報告続き

意見交換では、この精神医療と優生裁判について活発に意見が出ました。精神医療の身体拘束や保護室隔離については、自分の勤務先でも保護室隔離がなされている。東京などでは身体拘束や保護室隔離が普通に行われている。職員の数が足りない、人材不足、面倒だから手のかからない保護室に入れてしまう。私たちは声を上げていかなければいけない。医療全体が患者に開かれたものになればよい、それが構造に反映される。自分も入院時に身体拘束を受けた。入院中心の医療ではなく、訪問医療などアウトリーチによる地域移行が進めばよい。厚生労働省は身体拘束の要件を、「治療が困難な場合」を追加して緩和しようとしている。私たちが声をあげて止めなければならない。優生裁判では未だに国から公式な謝罪がない。知らないということが事件につながる。最後にもう一度気分調べで終了しました。

**きょうされんの第8回優生裁判情報交流会資料より**

**旧優生保護法の手術を受けた方へ　厚生労働省より**

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方へ一時金のお支払いをします。相談窓口

電話　03-3595-2575

**優生手術被害者・家族の会、全国優生保護法被害弁護団、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会によって、優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟　会長 尾辻秀久氏に対し次の通り要請がなされました。**

**要 請 書**２０２２（令和４）年６月１４日

１ 要請の趣旨

貴議員連盟として、優生保護法問題の全面解決にむけ、別紙「優生保護法問題の全面解決要求書」の内容実現にむけ、ご尽力頂くことを要請いたします。

２ 要請の理由

本年２月２２日に大阪高裁、３月１１日に東京高裁において、優生保護法の被害者から国に対する国家賠償請求に除斥期間を適用することは著しく正義・公平の理念に反するとし、請求を一部認める判決（最大で１５００万円）が言い渡されました。いずれの判決に対しても、上告受理申立てがなされましたが、松野官房長官が「両高裁判決において、一時金の金額を超える認容額だったことを重く受け止め、一時金支給法が全会一致で制定された経緯も踏まえ、同法に基づく一時金の水準等を含む今後の対応のあり方について、国会と相談し、議論の結果を踏まえて対応を検討して行きたい」と述べられたことから、私達は優生保護法問題の全面解決への動きを期待しておりました。しかし、本日まで具体的な動きはなく、そのような中、また一人、兵庫県の原告が亡くなられました。国が、自ら加えた重大な人権侵害について明確に責任を取り、優生保護法の被害者ら全員に対する人生被害を償うに足りる賠償をするためには、一刻の猶予も許されません。そして、早期に、優生保護法によって引き起こされた差別や優生思想の解消等、優生保護法問題の全面解決を実現するためには貴議連のお力が不可欠です。そこで、上記のとおり、要請する次第です。

優生裁判を支援する会の

全国組織が出来ました。

「全国優生連」です。

各地の優生裁判の支援を行います。今後の予定は

9月22日　大阪地裁の訴訟の後、報告集会があります。10月25日には日比谷野外音楽堂で集会があり、いずれもオンラインでの参加も可能です。集会に参加やご支援をよろしくお願いいたします。詳細は事務局までお問合せください。

事務局　026-219-2780

**熊本地裁期日報告（原告二人への証人尋問）**

　　　　　　　優生保護法被害者とともに歩む熊本の会　ヒューマンネットワーク熊本 植田洋平さん

原告2 名への証人尋問が行われました。

原告の意見陳述書の内容を一つひとつ具体的に確認しながら進められました。原告側からの質問では、渡邊数美さん（77 歳、男性）がどのような幼少期を過ごされていたのか、手術を受けるまでの経緯、自分の生殖機能が無くなったと知った時の心情や母親への思い、体調の変化、命を絶とうとした時のこと、現在の思い等を話されました。

渡邊さんは当時の悔しさを思い出しながら涙を浮かべながらお話しをされました。被告側からの質問は、「『手術を受ける前に血尿が出たことで病院を受診し、その後両睾丸を摘出された』とのことでしたが、血尿以外の症状はありましたか？」「手術後、血尿はでましたか？」など、睾丸の摘出が血尿の治療のための手術の可能性を探されているような質問が行われました。渡邊さんは「血尿以外の症状はありません。」「手術後、血尿は出ていません。」と回答されていました。裁判官からの質問では、「意見陳述の中に、ニュースを見て自分と同じと思ったという話がありましたが、いつのニュースですか？」という問いがあり、「3～4 年前の仙台地裁の裁判のニュースです」と答えられました。高等裁判所の判決で、訴えることが出来ることを知ってから除斥期間を定められたため、その判断材料にされるために質問されたのかもしれません。二人目の原告の川中さん（仮名、75 歳、女性）は原告側からの質問では、川中さんにとって障害があると思われる第一子はどのような存在だったか、第一子のことを2 年間母親に話せなかった理由、夫や母親への第一子への冷たい対応、第二子の中絶を決めた時のこと、優生手術を医師から話された経緯、優生手術を受けることを決めた時のこと、手術を受けた後の思い、現在の思い等を話されました。被告側からの質問では、中絶手術を受けることを決断することから、不妊手術を受けることまでの経緯を細かく時系列に並べ直すような質問が行われました。「第二子に障害がある可能性を医師から伝えられて中絶手術を受けることを決めたのか」「中絶手術を受けることを夫に相談したのはどのタイミングなのか」「不妊手術を勧められたタイミングは第二子に障害がある可能性を伝えられた時か、中絶手術を受けると医師に伝えた時か」「不妊手術のことは夫に相談したのか、相談したならいつのタイミング」「中絶手術をいつ受けるか決めてから何日で不妊手術を受けることを決めたのか」とても細かい繰り返しの質問が多く川中さんも混乱されたようで、回答に困られていました。誰の意思で不妊手術を受けることを決めたのか、ということと医師から説明が行われているかということの確認をされているような質問でした。

裁判官からは渡邊さんと同様に、いつのニュースを見られたのかという質問が行われました。

次回期日は10 月31 日（月）14 時00 分～で、この日が結審となる予定です。



**長野県障がい者支え合い活動支援事業について**

令和4年度も長野県障がい者支え合い活動支援事業を受託いたしました。当事者支援員の皆様の地域移行支援や普及啓発、ピアサポート研修などを行います。皆様のご参加をお待ちしております。

**長野県ピアサポートネットワークからのお知らせ**

**「　STOP‼　身体拘束　緊急集会in長野のお知らせ　」**

この10年間で身体拘束が２倍に増えています。今後、さらに身体拘束の要件が緩和される流れがあり、厚生労働大臣の告示により、「治療が困難」が加えられようとしています。精神科病院で身体拘束の経験がある人たちは、とてもつらい思いをして、治療では無い、人権侵害であると思いました。

今後、「治療が困難」という要件で身体拘束がさらに安易に行われるのではと強い危機感を抱いています。

今回の集会では「身体拘束の現状」「どんなことが患者や医療現場で起きているのか」「今後の精神医療の方向について」講師の長谷川利夫氏にご講演を頂きます。コロナの感染状況を踏まえて、オンラインでの開催です。

皆様、奮ってご参加ください。障害のある人の人権が守られる為に皆で声をあげましょう。

**日時：2022年8月27日（土）13：00～16：00**

**場所：NPO法人ポプラの会事務局　オンラインで開催**

**13：00～14：20　 開会の言葉・講師紹介**

**講演会 講師　長谷川利夫氏（杏林大学教授）**

**14：20～14：30　 質疑応答**

**14：40～15：30 　体験発表（身体拘束の経験のある当事者2～3名）　意見交換**

**15：30～15：45 　要望書採択　　　　　15：50　閉会の言葉**

参加費：無料

参加申し込み必要　同封のチラシの裏面の参加申込書をご利用ください。（FAX：026-219-2740）

Zoom(オンライン)　ミーティングID：848 2490 8039

　　　　　 パスコード：971202　　　　　　当日の入室は12：30から可能です。

YouTube（オンライン）でも視聴できます。「NPO法人ポプラの会」で検索ください。生配信の予定です。

**ピアサポート研修のお知らせ　　　長野県障がい者支え合い活動支援事業**

今年度もピアサポート研修を開催する予定です。2023年２月開催予定です。ピアサポート活動、支え合いの活動などからの学びの場と交流の場にしたいと思います。詳細はピアサポだより30号発行時（年内）にご連絡します。

コロナ感染予防対策をしっかりと行います。コロナの感染状況によって、来場とzoomのハイブリッド形式での開催も予定しています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

**内　容：ピアサポート活動の実践発表**

**日時：2023年２月（予定）　場所：未定　　参加費：無料**

**連絡先：NPO法人ポプラの会事務局****電話：026-219-2780　FAX：026-219-2740**

**編集後記**　今後も皆様とともにピアサポーターの活動の場を広げていきたいと思います。(T)

暑い日々が続きますね。疲れた時には休み、元気になったら動く。そんな原則で生きていきたいと思います。（Ｏ）

**会員継続・新規加入のお願い**

令和4年度の会員を募集しています。会員継続をお願い申し上げます。

今後ピアサポーターとして活動したい方や交流を図りたい方、長野県障がい者支え合い活動支援事業を活用したい方、既に活動している皆様方、よろしくお願いいたします。会員様の活動の様子や情報提供、会報ピアサポだより等をお届けします。当事者グループの方のご加入もお待ちしています。ピアサポートの推進に力を入れていきます。

既に今年度の会費を納入くださっている方には重複したお願いで大変申し訳ございません。

**年会費　　当事者　1,000円　　　当事者グループ会員　3,000円（何名でも）**

**賛助会員　一口1,000円より**

**ゆうちょ銀行口座　口座　00570-7-84363　　　加入者名　長野県ピアサポートネットワーク**

事務局にご持参でも結構です。詳しくは事務局まで。事務局：026-219-2780